

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		株式会社岩手銀行		
■取組方針掲載ページのURL		https://www.iwatebank.co.jp/business_management_policy.html		
■取組状況掲載ページのURL		https://www.iwatebank.co.jp/business_management_policy.html		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	注	実施	【方針1】お客さまの最善の利益の追求 (1) 高度の専門性と職業倫理や誠実・公正を確保するための仕組み (2) お客さまの最善の利益の実現を確認するための指標	【方針1】お客さまの最善の利益の追求 P.7、P.28
		実施	【方針1】お客さまの最善の利益の追求 (3) お客さまの最善の利益の考え方(安定した顧客基盤と収益確保に向けた考え方) (4) お客さまの最善の利益にそぐわない行動を特定	【方針1】お客さまの最善の利益の追求 P.8、P.24、P.25、P.26
原則3	注	実施	【方針2】利益相反の適切な管理 (本文) 利益相反について把握する仕組み (本文) 利益相反を管理するための対応方針の策定 (1) 対応方針に基づく状況検証と評価の仕組み	【方針2】利益相反の適切な管理 P.9
		実施	【方針2】利益相反の適切な管理 (2) 同一グループ等による利益相反の可能性	【方針2】利益相反の適切な管理 P.9
原則4		実施	【方針3】手数料等の明確化 (1) 手数料その他費用の設定に関する考え方 (2) 手数料等の説明に用いる資料 (3) 商品毎の手数料その他費用の体系 (4) お客さまの商品選択に資する手数料等の情報提供	【方針3】手数料等の明確化 P.9、P.10
原則5	注1	実施	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 (本文) 重要な情報の分かりやすい提供 (1) 「重要情報シート」を用いた説明方法	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 P.10、P.11
	注2	実施	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 (1) 「重要情報シート」を用いた説明方法 ①～④	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 P.10
	注3	実施	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 (1) 「重要情報シート」を用いた説明方法 ⑥ パッケージ商品販売の際の比較提案の方法	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 P.10、P.11
	注4	実施	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 (2) 分かりやすく誠実な内容の情報提供	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 P.11
	注5	実施	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 (1) 「重要情報シート」を用いた説明方法 (2) 同種商品との比較提案を確保する方法 (3) 複雑またはリスクの高い商品の情報提供	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 P.10、P.11
原則6	注1	実施	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 (4) 資料の表示方法の工夫や、分かりやすく丁寧な説明	【方針4】重要な情報の分かりやすい提供 P.11
	注2	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (本文) お客さまにふさわしいサービスの提供	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.11、P.12、P.13、P.14
	注3	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (1) 把握すべきお客さま情報(適合性や属性) (2) 金融商品販売後のフォローアップ体制 【方針4】(1) 「重要情報シート」を用いた説明方法	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.11、P.12、P.31
	注4	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (1) 把握すべきお客さま情報(適合性や属性) (2) 金融商品販売後のフォローアップ体制 (5) 商品選定にかかる審査基準と審査プロセス	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.11、P.12
	注5	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (3) 販売対象として想定するお客さまの属性に沿った勧誘販売体制 (4) 幅広い選択肢からの商品提供体制	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.12
	注6	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (5) 商品選定にかかる審査基準と審査プロセス (6) 勧誘販売の適切性に関する事前検証 (7) 金融被害を受けやすい属性に対する審査手続き	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.11、P.12、P.13、P.32
	注5	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (8) 従業員向け研修・教育体制 (9) 金融リテラシー向上のための取組み	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.13、P.30、P.31
	注6	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (10) 組成業者との情報連携の強化	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.13

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
注7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 (1) 組成業者のプロダクトガバナンスの実行性の検証に基づく商品・サービスの選定	【方針5】お客さまにふさわしいサービスの提供 P.13、P.14
原則7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (1) 従業員向け研修・教育体制 (2) 従業員に求められるスキル(資格の保有) (3) お客さま本位を実現するための評価体系 (4) コンプライアンスを重視した評価 (5) お客さま満足度の向上	【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 P.6、P.8、P.12、P.26、P.27
注	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (1) 従業員向け研修・教育体制 【方針1】(本文)お客さま本位の業務運営の定着	【方針6】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 P.5、P.6、P.7、P.12、P.26、P.27
補充原則1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	最終行	P5
補充原則2	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	最終行	P5
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、フロントの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	最終行	P5
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	最終行	P5
補充原則3	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	最終行	P5
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	最終行	P5
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・配分手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているかを検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	最終行	P5
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	最終行	P5
補充原則4	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	非該当	最終行	P5
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	最終行	P5
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものでもあり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	最終行	P5
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	最終行	P5
補充原則5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	最終行	P5
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を事実的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	最終行	P5
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	最終行	P5

【照会先】

部署	営業戦略部
連絡先	019-623-1111